

土砂災害時の避難確保計画

南の丘学園 袋井市立袋井南中学校

2023年 4月 作成

1. 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 495名	昼間 35名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

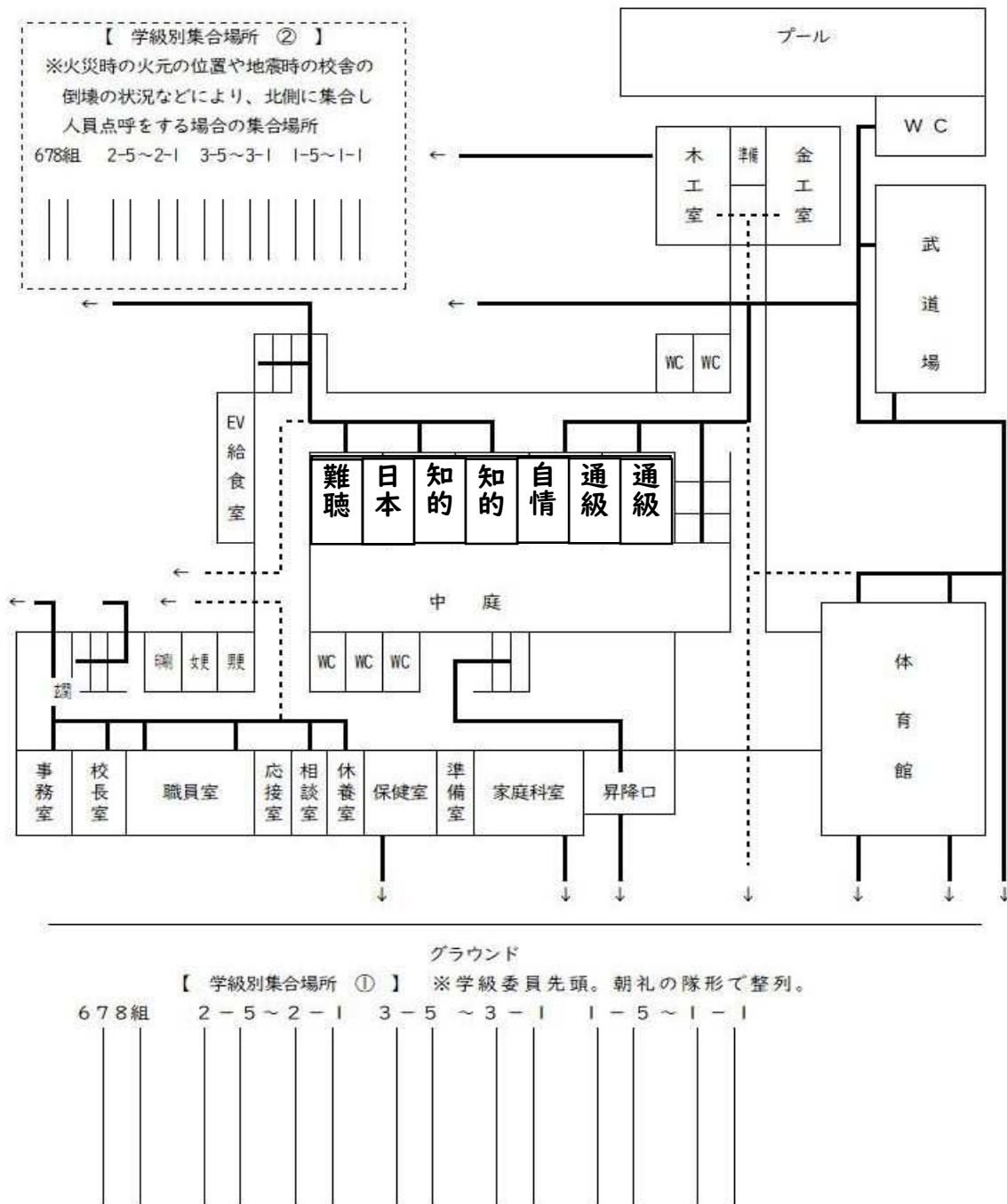
【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難先は、土砂災害警戒区域から、以下の場所とする。

避難経路図

別表4

全体避難経路図



施設所在地	袋井市愛野3110
避難場所	袋井市愛野3110番地

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ∅ 台風接近 ∅ 大雨情報 	注意体制確立	気象情報等の 情報収集	情報収集伝達 要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ∅ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ∅ 大雨注意報（土砂災害）発表 ∅ 	警戒体制確立	気象情報等の 情報収集 使用する資器 材の準備 保護者への事 前連絡 周辺住民への 事前協力依頼 要配慮者の避 難誘導	情報収集伝達 要員 避難誘導要員 情報収集伝達 要員 情報収集伝達 要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ∅ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ∅ 大雨警報（土砂災害） ∅ 土砂災害警戒情報 ∅ 土砂災害の前兆現象 	非常体制確立	施設内全体の 避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

n 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ∅ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
土砂災害警戒情報	袋井市からのファックス インターネット ∅ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/) ラジオ
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線、メローねっと テレビ ラジオ インターネット ∅ 袋井市のサイト (http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/) 袋井市の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状況や人数について市町村長に報告する。

③ 市町村への連絡先は以下とする。

袋井市危機管理課 0538-44-3108

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	南の丘学園袋井市 立袋井南中学校	0m	徒歩
屋内安全確保	体育館		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ2台、ラジオ18器、タブレット端末20台、ファックス1台、携帯電話3台、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話3台、拡声器6台、懐中電灯2台、乾電池20個
屋内安全確保	水1日分、食料1日分、寝具1人分
利用者	
そのほか	ゴミ袋100枚、タオル10枚

浸水を防ぐための対策

日頃の安全点検を確実に実施し、漏水を防止する。

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。毎年8月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に全従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年8月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。